

● ● オークション
● ● 規約書

The rules of the auction



C o n t e n t s

●第1章	総則
●第2章	会員登録
●第3章	会員の権利義務
●第4章	車両／出品落札
●第5章	取引
●第6章	ネットワーク参加規約
●第7章	代金決済
●第8章	書類規定
●第9章	紛争の仲裁クレーム規約
●第10章	手数料細則
●第11章	搬入搬出時間
●第12章	車両検査

第1章 総則

第1条 名称

兵庫県中古自動車販売商工組合が運営主催するオートオークションをJU兵庫オートオークションと称する。

第2条 目的

本規約は、兵庫県中古自動車販売商工組合（以下「JU兵庫」と称す）が開催するオートオークションに関し、JU兵庫とオートオークション参加会員の相互権利義務の定めにより、公正で厳正な運営により、この事業促進を期し中古自動車販売業界に発展寄与することを目的とする。

第3条 所在地

JU兵庫オートオークション会場及び事務所を兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀 1205-1 に置く。

第4条 会員登録

JU兵庫は、オートオークションへの参加資格を認めたものを会員登録し、会員登録されたものはオートオークションに参加できる。

第5条 取引方法

JU兵庫オートオークションにおける出品車の売買契約取引は、ポス&コンピューターシステム及び映像システム等を使い競売方式によって行うものとし、会員はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならない。

JU兵庫は、会員の利便性を図る為にオークション流通サービスを提供し取引できるものとする。

第6条 データ所有権

JU兵庫が保有するデータ及び作成データの知的所有権・使用权はJU兵庫専属的に帰属するものであり、また第三者がJU兵庫に許可無くこれを転載や再利用することを禁止する。

第7条 情報の開示

JU兵庫は、中古自動車流通促進の為、JU兵庫におけるオークションデータを利用し開示・情報提供することができる。会員は、JU兵庫が行うデータの利用に関して同意することとする。

第8条 決済

JU兵庫は、車両代及びその他に発生する代金については、JU兵庫の定める期間内に支払うものとする。

第9条 契約解除（参加登録解除）

会員登録されたものでJU兵庫の会員としてふさわしくないと判断した場合に、JU兵庫は会員の参加登録を解除することができる。

第10条 秘密保持

会員は、JU兵庫に関連・付随して知り得たJU兵庫の技術上・営業上秘密情報及び特定の個人のプライバシーに属する事柄を、一般顧客を含む第三者に対して開示または漏らしてはならない。

第11条 運営上の免責

JU兵庫オートオークションにおいて、コンピューターや設備等の故障、その他不測な事態により運営が出来ない場合には、これによる損害については、JU兵庫はその賠償責任を負わないものとする。

第 12 条 天災等による車両損害

ＪＵ兵庫に搬入された車両について、天災（地震・台風・水害・雹害等）及びその他ＪＵ兵庫の責に帰すことの出来ない事由によって車両に損害が生じた場合には、ＪＵ兵庫は損害賠償の責任を負わないものとする。

第 13 条 紛争の仲裁

ＪＵ兵庫はオークション運営に関連して発生した会員間の紛争について和解を勧告することができる。オークション取引上の紛争について、ＪＵ兵庫は、出品店或いは落札店に対して、本規約に基づき公平な立場で和解を勧告し、もしくはその都度、紛争当事者にＪＵ兵庫裁定委員会の仲裁に従うよう勧告するものとする。会員は、ＪＵ兵庫裁定委員会が示した裁定を十分尊重しなければならない。

第 14 条 準拠法、合意管轄裁判所

本規約は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈及び適用されるものとし、ＪＵ兵庫と会員との間に紛争の解決が出来ない場合、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条 施行

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行します

第2章 会員登録

第1条 会員資格

J U兵庫オートオークションへの参加資格は、下記条件を有するもので、J U兵庫が参加を認めた会員であるものとする。

1. J U兵庫の組合員に登録されている
2. J U中販連メンバーに登録されている
3. 日本自動車販売協会連合会に登録されているディーラー業者
4. 中古自動車取り扱い古物許可証を認可されている事業者
 - a. 常設の営業所または整備工場を有し2年以上の営業を行っているもの
 - b. その他、参加資格を認められるとJ U兵庫が承認した業者

第2条 登録契約の期間及び更新

1. 契約有効期間は、登録日より1年間とする。
2. J U兵庫が特定の会員との契約の更新を拒絶する場合は、期限の1ヶ月前までに理由を付した文書をもって、その旨を当該会員に通知しなければならない。
3. 登録会員が期限の1ヶ月前迄にJ U兵庫に対して、文章で契約の解除の申し込みをすることで会員登録を解約することができる。
4. 契約当事者から契約更新の拒絶または解約の通知がない場合は1年間に更新延長され、その後も同様とする。

第3条 登録保証金

1. 会員はJ U兵庫に対して、下記の額の保証金を寄託しなければならない。
 - a. J U兵庫組合員 0円
 - b. J U中商連オークションメンバー 5万円
 - c. J U兵庫により会員登録資格を与えられた事業者 5万円
2. 保証金は、会員のJ U兵庫に対する全ての金銭債務を担保とするものとし、J U兵庫は履行延滞にある会員の債務と保証金をいつでも相殺することができる。
3. 会員は前項の相殺結果等により、寄託してある保証金の額に不足を生じた場合は速やかに不足額をJ U兵庫に追加して寄託しなければならない。尚、不足額の充足があるまでポス登録は抹消とする。
4. J U兵庫は契約が終了した場合は、当該会員の未払いの金銭債務を控除した保証金の残額を、速やかに清算して無利息で会員に返還する。

第4条 ポスカード

1. J U兵庫が会員登録契約した各会員に対し、1社につき1枚のポスカードを交付する。ポスカードを携しなかった会員等はJ U兵庫から、当日限り有効の仮ポスカードを有料にて交付を受けることができる。
2. 当該ポスカードは、入場時に受付登録を完了したカードのみを応札有効とし、未登録の場合、応札不可とする。
3. 会員は自己または従業員が交付を受けたポスカードを慎重に取り扱わなければならない。当該ポスカードを使用して行われた自己または従業員もしくは第三者についての全ての行為の結果に対して、J U兵庫に責任を負わなければならない。
4. 交付を受けたポスカードを第三者に貸与することは禁止する。

第5条 ポスカード登録会員証

1. ＪＵ兵庫はオークション参加を認められた会員の従業員（以下会員という）に対しpos登録会員証（以下IDカードという）を交付する。
但し、従業員とは、古物営業法に基づく行商従業者証を取得されているものに限る。
2. 会員は、ＪＵ兵庫に参加登録されている従業員に変更等が生じた場合、速やかにその旨をＪＵ兵庫に届け出の上、旧IDカードを返却し新IDカードの交付を求めなければならない。
3. IDカードの交付は1社3名までの登録とする。但しＪＵ兵庫が必要と認めた場合はこの限りではない。
4. 会員等は、IDカードを身分証明書として常に携帯し、胸章として使用しなければならない。IDカードを携帯しなかった会員等はＪＵ兵庫から当日限りの仮IDカードを有料で交付を受けることができる。但し下記事項の該当する場合は、仮IDカードの発行は行わない。
 - a. 当該会員の代表者が、事前に従業員のIDカード申請用紙に代表者の署名捺印がなされているものをＪＵ兵庫に対して提出してない場合
 - b. 当該申請人の免許証等で、申請人の確認ができない場合
 - c. 当該会員の代表者の承諾が得られない場合、または代表者に連絡が取れず申請人の確認が出来ない場合
5. 会員は自己又は従業員が交付を受けたIDカードを慎重に取り扱わねばならず、当該IDカード使用して行われた自己又は従業員もしくは第三者の全ての行為結果に対して、ＪＵ兵庫に責任を負わなければならない。

第6条 ポスカードまたはIDカードの紛失

1. 会員等は、posカードまたはIDカードを紛失または破損した場合、手数料3千円をＪＵ兵庫に支払って再発行を求めることができる。
2. 会員等は、過失によるposカードまたはIDカードの紛失もしくは管理不履行の結果、ＪＵ兵庫または他の会員に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

第7条 使用者責任または連帯責任

1. 会員は、自己の従業員がオークションに参加して行った全ての取引行為または不法行為に対し、ＪＵ兵庫及び他の会員に対し民事責任を負わなければならない。
2. ＪＵ兵庫会員と会員の契約において、会員責任を連帯責任した保証人はＪＵ兵庫に対し誠実に連帯責任を履行しなければならない。
3. IDカード及びposカードの紛失・盗難等で第三者による悪用があった場合に生ずる金銭を含む一切の責任は全て紛失者の責任とする。
（注意）
pos席を離れる場合は、必ずposカードは携帯するものとし、posカードを差し込んだまま席を離れ第三者に悪戯で使用された場合でも全てposカード登録会員の責任とする。

第8条 契約解除

ＪＵ兵庫は会員に下記の事由があるときは予め勧告することなく、当該会員のＪＵ兵庫への登録参加を解除することができる。

1. 会員が本規約に定められた義務を遵守せず、またはＪＵ兵庫に対する債務の履行を怠った場合。
2. 会員が所定の期限までに買受け車両代金を支払わない場合。
3. 会員が買受車両の支払を再三に渡って延滞した場合。
4. 会員が銀行取引停止処分を受けた場合。
5. 差押・民事再生手続き開始・会社整理・会社更正・特別清算等の法的破たん処理の申し立てを受け、または自ら申し立てを行った場合。
6. 会員がＪＵ中商連オークションメンバーでなくなった場合。
7. 会員の連帯保証人がその地位を辞任した場合。
8. ＪＵ兵庫流通委員会が該当会員との契約解除をＪＵ兵庫に勧告した場合。

第9条 任意の脱会

会員が任意に会員登録契約解除し退会する場合において、ＪＵ兵庫に対し債務等がある場合、精算完了後に契約解除し退会できるものとする。

第3章 会員の権利義務

第1条 会員の権利

会員はJ U兵庫が運営するオークションやその他の付随する流通サービスに車両を出品し落札することができる。但し、その他の流通サービス及び提携するオークションへの参加は別に規約をもって定めるものとする。

第2条 会員の義務

会員は、本規約並びに付随する諸規則を遵守しなければならない。
会員はオークションへの参加に際して、他の参加者への迷惑行為やオークションの運営を阻害する行為並びに秩序を乱す行為をしてはならない。

第3条 会員権利の制限

1. J U兵庫は参加する会員に対して取引条件及び取引における与信限度額を設定することができる。
2. 会員が出品し違法行為等が介在する車両及び移転書類を取り扱った場合、J U兵庫の判断により会員権利を制限することができる。

第4条 禁止行為

会員は、下記に定める行為をしてはならない。

1. 出品車両をオークションによらず談合によって自らが談合する行為。
2. 出品車両を出品店自らがせり上げる行為、及びそれに類似する行為。
3. 事務局・調整室・商談コーナーに許可なく立ち入る行為。
4. I Dカード未着用で会場内や駐車場内に立ち入る行為、及び同伴する行為。
5. 落札車両の落札店変更。
6. 落札車両の名義人に許可なく連絡する行為。
7. その他この規約に違反する行為。

第5条 罰則

会員が本規約、その他J U兵庫が定める規則に違反した場合、J U兵庫は当該会員に対して下記罰則を課すことができる。

1. オークション参加制限
 - a. 入場停止処分
 - b. 取引制限
2. 強制退会
3. ペナルティの支払

第４章 車両／出品落札

第１条 出品店の申告義務

会員は、車両を出品するに際して、エンドユーザーの立場に立って車両整備を綿密に行い、その仕様・品質・瑕疵個所を誠実に申告しなければならない。

第２条 出品申込み

車両出品申込みは、出品申込用紙に所定事項を正確かつ誠実に記入申告し、誤記入や洩れ等がないよう記入を行うものとする。

虚偽の記載や申告洩れ誤記入等によって発生する問題の全ての責任は出品店が負うものとする。

第３条 出品車両条件及び品質評価基準

出品車両は、下記基準に適合したものでなければならない。

1. 走行に支障なく安全走行ができる車両であること。
2. エンジン始動ができるバッテリーを有していること。
3. 燃料が 10 リットル以上の残量があること。
4. 車両の室内外が検査・下見に支障がない状態に清掃してあること。
5. スペアタイヤ・ジャッキ・工具を付属していること。
6. オークション開催日より譲渡移転書類が期限内に決済できること。
7. 遺失車両・法的問題車両（盗難車・差押車・抵当権設定車・偽造車両）等ではなく、完全な所有権移転が可能である譲渡書類完備した車両であること。
8. その他の理由で、ＪＵ兵庫が出品拒否をしない車両であること。

出品車両の品質評価基準は、ＪＵ中商連（日本中古自動車販売商工組合連合会）検査基準によるものとする。尚、条件及び細則基準は別に定めることとする。

第４条 出品車両搬入

出品車両の搬入は下記に定めるものとする。

1. 搬入期間は別に定める搬入規定によるものとする。
2. 出品店は、正確に記入した出品申込書を搬入車のダッシュボードの上へのせ、ＪＵ兵庫の指定する搬入場所に駐車すること。
3. 車両搬入後の出品取り消しは原則的には認めないこととする。但し、特別な事情で出品取消す場合でも出品料は徴収するものとする。

第５条 車両の搬出

1. 搬出期限は別に定める搬出規定によるものとします。
2. ＪＵ兵庫が認めた搬出許可手続きを終えた車両に限り搬出できる。
3. 搬出車両の燃料切れによる燃料補給は、搬入者の負担とする。
4. 搬出期限までに搬出されない車両は、次開催オークションへの出品とみなし出品手続きを代行する。尚、再出品手数料は以下の通りに定める。
5. 出品申込書の代筆手数料は下記の通りとする。

新規出品車代筆料：1,000 円

再出品車代筆料：1,000 円

※出品申込書の代筆における記入間違いについては全て出品店責任になりますので、セリ前までに事前確認を充分に行うものとする。

第 6 条 車両の保管義務

1. ＪＵ兵庫は、出品された車両及び落札車両を、本規約に定める範囲内で善良な管理者の注意をもって保管するものである。
2. 出品車両及び落札車両を ＪＵ兵庫が保管中に自然災害によって損害を被った場合、 ＪＵ兵庫は損害賠償の責任を負わないものとする。

第 7 条 長期残留車及び放置車両の罰則と強制処分について

1. 流れ車両及び落札車両で次回再出品しない車両は、搬出期間・搬出時間内に搬出するものとする。
2. 第 1 項が遵守されない場合は長期残留車とし下記ペナルティを科すものとする。
最終出品開催日から 14 日以上搬出されなかった場合：5,000 円
以降 7 日毎につき：10,000 円
3. 残留車ペナルティは精算書計上にて請求する。
会場内外に放置されている車両は現所有者を追跡し下記ペナルティを科し厳重に処分する。
放置日より 1 日毎に 5,000 円を請求致する。

第５章 取引

第１条 参加条件

オークションへの参加は、ＪＵ兵庫のポス&コンピューターシステムを理解習熟していることを条件とする。

第２条 出品店遵守事項

- 1.セリ順に従い出品店は自己の出品車両がセリ上げの10台くらい前までに価格調整室に出向くこと。
- 2.出品店はセリ上げ状況を確認し、価格調整人に対し意思表示しなければならない。
- 3.出品店は自ら出品した車両の出品申込書や出品車リスト等に誤記入等を発見した場合は、ただちに事務局に誤りをセリ前までに訂正すること。
但し、訂正内容が重要であるとＪＵ兵庫が判断する場合は、セリは流札扱いとする。

第３条 落札店遵守事項

- 1.落札店は事前に出品車を十分に確認したうえでオークションに参加する義務がある。
- 2.セリは明朗・公正・迅速をモットーにポス&コンピューターシステムによって最高値をつけた者を落札者とする。
- 3.前回分の車両代金が未入金の場合、ＪＵ兵庫の裁定により参加者の取引を禁止又は制限する場合がある。
- 4.ＪＵ兵庫は、各会員の過去6ヶ月間取引実績金額の平均を与信金額とし、その金額を大幅に超過する取引があった場合、当該会員に対して車両代金決済後に車両搬出をすることを通告することがある。

第４条 売買契約取引の契約解除

成約車両の売買当事者双方は、一定の時間内に互いに相手方に対して違約金5万円を支払うことで当該車両の契約を解除することができる。この場合の手数料（成約料・落札料）は契約解除の申出人がＪＵ兵庫に対して支払うものとする。

落札店からの申し出の場合：当該車両セリ後、約1時間以内

出品店からの申し出の場合：当該車両セリ後、約1時間以内

※商談については適用しないものとする。

第５条 出品車の調整及び調整人権限

- 1.セリ機の操作（アジャスター）はＪＵ兵庫指定人が行う。
- 2.スタート価格、希望価格、代行価格を出品票に記入すること。
- 3.スタート価格と売切り価格の差は40万円程度を目安とし、調整人は状況等により価格の変更をできる権限がある。
- 4.調整は、調整室において出品店が調整人に申し出て行うものとし、出品店が不在の場合、不在価格の下3万円の権限で売切り処理をする。不在価格未記入の場合は希望金額の下3万円で売切り処理する。

第６条 商談

- 1.会員が流札車両の購入希望する場合は、オークション開催中に商談申し込みすることが出来る。
- 2.商談受付はポスカードにより場内で受け付けるものとする。
申込み者は指定の手続きを行い、出品店と合意し出品店の了解がとれた時に成約するものとする。
- 3.商談申込み者は、商談コーナーの指示により円滑に進行するものとする。
- 4.場外からの申し込みは、事務局への電話及びFAXにて申し込みするものとし、その他方法での申し込みは受け付けないものとする。

第7条 車両搬出

ＪＵ兵庫の定める搬出規定に従い搬出することとする。

1. 会員は車両搬出時に出品票と車両のチェックを行うこと。搬出後における車両の損傷・盗難等に関してＪＵ兵庫は一切責任を負わない。
2. 搬出は、ＪＵ兵庫が定める期間内に行うものとし、期間外についての搬出は認めないものとする。

第8条 譲渡書類関係

1. 出品店は成約車両について必要な譲渡書類及び自賠責保険証書を添付し、ＪＵ兵庫が定める期限内までにＪＵ兵庫に提出しなければならない。
2. 整備手帳はメーカー発行のもので保証書付きのものに限り、保証書に当該ディーラーの証明（販売店印等）があるものを提出するものとする。
3. ＪＵ兵庫は、落札店より入金確認後に譲渡書類を引き渡すものとする。
4. 落札店は、ＪＵ兵庫が定める期間内に移転登録又は抹消登録を完了しなければならない。
5. 落札店は、移転登録及び抹消完了後、速やかに車検証の写しをＪＵ兵庫へ提出しなければならない。

第9条 免責事項

ネットワークオークション及びネット取引において、システムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、ＪＵ兵庫は一切の賠償責務を負わないものとする。

第 6 章 ネットワーク参加規約

ネットワークオークション：インターネット参加規約 (インターネット G-FORCE) (展示車即落)

本規約は、兵庫県中古自動車販売商工組合（以下ＪＵ兵庫という）が会員の利便性の向上を目指し、岐阜県中古自動車販売商工組合（以下「ＪＵ岐阜」という）が提供する外部からのオークション参加を可能にした「G-FORCE システム」及び（株）ＪＵコーポレーションが提供する「ＪＵネット展示車即落システム」（以下「ネットワークオークション」という）とＪＵ兵庫が主催運営するサービスへの参加を可能にし、各ネットワークのサービスを利用するための参加規定を定めたものである

【ネットワークオークション参加登録会員】

1. ＪＵ兵庫に対してネットワークオークション参加申込み申請をし、かつＪＵ兵庫によって参加登録を認められた者。
2. 各ネットワークオークション会員契約を締結した会員で、当システムでの取引への参加がＪＵ兵庫によって認められた者。

ネットワークオークションに参加を希望するものは、ＪＵ岐阜・（株）ＪＵコーポレーションの各ネットワークオークション会員契約を締結した会員で、別途ＪＵ兵庫の所定の登録手続によって参加登録がなされるものとする。

【取引条件】

ネットワークオークションに関する取引（出品・落札・代金決済・書類決済・車両検査・クレーム等）は提供先もしくは、ＪＵ兵庫の定める規約規定を適用するものとする。

【契約解除】

ＪＵ兵庫会員の資格を喪失・各県商組会員資格喪失・各ネット会員資格喪失した場合又は本規約第 2 章 8 条の事由が存在したときは、ＪＵ兵庫は予め勧告することなく当該会員との登録参加契約を解除することができる。

【免責事項】

ネットワークオークション及びネット取引においてシステムの故障その他不測の事態により正常な取引がなされなかった場合、ＪＵ兵庫は一切の賠償責務を負わないものとする。

【ネットワークオークション参加にあたっての留意点】

参加者は、ＪＵ兵庫オートオークション規約及び各ネットワークオークションの利用規定を熟知されているものとみなし対応させていただきます。

第 7 章 代金決済

第 1 条 落札店の車両代金決済

1. 落札店は、落札車両の車両代金・自動車税相当額及び手数料等をオークション開催日含めて 5 日以内に支払わなければならない。小切手での入金はＪＵ兵庫での着金確認をもって決済とする。
2. 落札店がＪＵ兵庫に対して支払うべき債務が存在する場合及び延滞時には、ＪＵ兵庫は債務者に対して当該債務を完済するまで落札店に車両引渡しを拒むことができる。車両代金を延滞した場合は次回開催の取引は出来ないものとする。
3. ＪＵ兵庫に対して債務が存する場合については、次回オークションでの参加を制限し落札行為はできないものとする。
4. 車両代金等を次回開催や複数回における相殺決済は受付しない。

第 2 条 成約車両代金等の支払

1. 当該オークション前での成約車両すべての譲渡書類がＪＵ兵庫に決済されていること。
2. 出品車両の成約車両代金の支払は、当該開催の譲渡書類一式を全て完備したものがＪＵ兵庫事務局に到着後、各出品料・成約料等の手数料と精算相殺して支払決済を行うものとする。
3. 前回開催までに発生している債務が存在する場合、ＪＵ兵庫は当該成約車両代金支払時に当該債務と相殺して決済を行うものとする。

第 3 条 罰則規定

1. ＪＵ兵庫へ参加できる会員がＪＵ兵庫に対し債務の支払を怠った場合、オークション開催日より 7 日間を超えた日より 1 日毎に 2,000 円の延滞ペナルティを支払うものとする。

第 4 条 書類の完備

出品店は成約車両について以下の譲渡書類を完備提出しなければならない。

1. 全国いずれの陸運支局及び検査登録事務所でも登録可能な書類で、自賠責保険証及び原則として承認請求書の添付を必要とする。
2. 譲渡書類の有効期限等は別に定める。
3. 出品申込票に登録番号が明記されたものは、名義変更扱いとして継続車検に必要な書類を完備するものとします。
4. 譲渡書類は差し替え可能な書類を提出するものとする。
5. 二重移転や相続書類等で差し替え不可能な書類、地域によって必要書類の扱いが異なる可能性のあるものは、全て自社名義にしたものを提出するものとする。
6. 譲渡書類の授受や問い合わせは全てＪＵ兵庫を介して行うものとする。

第 5 条 書類不備

1. 第 4 条 5 項における書類の受理は原則として書類不備扱いとする。
2. ナンバープレートの取り外し忘れで抹消書類が提出されなかった場合は、原則として抹消時点で到着完備とし継続検査が可能でも書類不備扱いとする。

第 8 章 書類規定

第 1 条 本規定は、ＪＵ兵庫の移転登録書類、車両代金の受け払い及び自動車税の処理について定める

第 2 条 移転登録書類（車検付き車両の書類）、抹消登録証明書及び当該車両の登録ナンバーの取り扱い

1. 移転登録書類の完備条件

- a. 移転登録書類の有効期限はオークション開催日の翌月末日迄以上のものでなくてはならない。
- b. 車検残 3 ヶ月未満の書類は原則として抹消登録証明書（軽自動車は返納確認書）を提出するものとする。
- c. 全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転可能であること。

2. 移転登録書類の不備

第 2 条・第 1 項に該当しない移転登録書類は書類不備とし、原則として受付しない。

<ご注意>

1. 二重移転書類、及び相続移転書類は各地域によって必要書類が異なる場合がある為受付しない。従って、自社名変の書類として出品するものとする。

2. 車検切れの場合、もしくは名義変更期限内に車検が切れる場合でも、登録ナンバーが現車についてセリにかけられた場合は、出品店にて継続検査用書類が準備できるものとみなし、移転登録書類に継続検査用書類（車検用納税証明）を添付する。尚、この場合、継続検査用書類が決済される迄書類不備扱いとする。但し、軽自動車は除く。

3. 登録ナンバープレートについて

- 映像撮影が終了した出品車両の登録ナンバープレートを取り外す事を禁止する。尚、そのまま成約となった場合は、キャンセルの上ペナルティ 3 万円を落札店に支払うものとする。
- セリが終了した成約車両の登録ナンバーは、当該車両の落札店の許可なしでは取り外す事を禁止する。（例：抹消又は自社名変にする為にナンバーを外す場合等）

4. 移転登録書類・抹消登録証明書は、開催日の翌日から 10 日間以内にＪＵ兵庫へ提出するものとする。

第 3 条 書類決済・移転登録等の提出遅延についての罰則

1. 移転登録書類・抹消登録証明書の引渡しを遅延した場合、落札店に下記損害金を支払わなければならない。（但し、落札店がオークション規約第 7 章・第 1 条に違反した場合はこの限りではありません。）

2. 出品店の移転登録書類・抹消登録証明書決済遅延及び落札店の移転登録遅延の罰則

出品店が移転登録に必要な書類及び抹消登録証明書の全部及び一部の引渡しを遅延した場合には、当該出品店は次の様に損害金を支払わなければならない。

書類提出遅延ペナルティ	
A A 開催日の 11 日目以降	10,000 円
以降 1 営業日毎に	2,000 円加算

- オークション開催日から 21 日を経過しても書類決済がない場合は、車両を返品の上、50,000 円の違約金を徴収し、買手の取引に損害を与えた費用も運営委員会の裁定により徴収する。
- 移転登録書類・抹消登録証明書について不備不足があった場合、その内容により実費を徴収する場合があるものとする。特に法人名義の自賠責保険譲渡証がＪＵ兵庫の請求にも関わらず決済できない場合は、車検残月分の当該保険料の実費を徴収する場合があるものとする。

- 移転登録等の書類の有効期限が開催日の翌月末日迄ない場合は以下の処理とする。

＜出品申込用紙に記入がある場合＞

通常処理

但し、書類有効期限の記入は 30 日（月初 A A は当月末日）を最短とし、それ以下の場合は記入無効。

＜出品申込書に記入がない場合＞

落札店の了解を得た上で早期名変手数料 1 万円を出品店より落札店に支払い処理。

但し、落札店より了解が得られない場合は当該書類の差し替え。

第 4 条 書類確認業務

1. 落札店は受領書類の確認義務を負い、不備があった場合は速やかに J U 兵庫へ申告するものとする。
2. 落札店により書類不備が発覚した場合、出品店は落札店申告日より 7 営業日以内に完備しなければならない。7 営業日を過ぎても解決できない場合は、8 営業日より 1 日当たり 2 千円の遅延ペナルティを落札店へ支払うものとする。

第 5 条 書類差し替え

1. 落札店における委任状、印鑑証明書及び有効期限のある書類の有効期限の失効、書き損じ等による差し替えは J U 兵庫を仲介し、出品店に規定のペナルティを支払った上で差し替えを行うものとする。

書類差し替えペナルティ	
有効期限の失効	30,000 円
書き損じ	10,000 円

但し、差し替えの原因が明らかに出品店の責任とみなされる場合はこの限りではない。

（例：捺印のみされており、正しく記入がされていない書類）

場合によっては、落札店に実費を請求する場合があるものとする。

2. 出品店は依頼を受けた後、その差し替えに日数を要し当該車両に問題が発生した場合でも免責とする。（但し、出品店責任の場合はこの限りではない。）
3. 差し替えは全て J U 兵庫を仲介するものとし、名義人に直接差し替えを依頼した場合は、J U 兵庫運営委員会の裁定によりペナルティを科すものとする。

第 6 条 抹消

1. ナンバー付き車両に関し、出品店へ抹消を依頼する場合は、オークション当日に限り J U 兵庫事務局にて受付をする。

- 車検残が開催月より起算して 3 ヶ月未満の場合・・・出品店にて抹消
- 車検残が開催月より起算して 3 ヶ月以上の場合・・・落札負担にて J U 兵庫にて抹消（自賠責保険は落札店渡し）

J U 兵庫にて抹消登録の代行を行う場合の抹消手数料は下記のように定める。

兵庫県ナンバー車	3,000 円
他県ナンバー車	5,000 円

2. 車検が無く現車に登録ナンバーが付いている場合、もしくは J U 兵庫が定める名義変更期限迄に車検が切れる成約車両について、抹消登録をされた場合の自動車税の取り扱いは下記の通りとする。

- オークション開催日当日に事務局に抹消依頼があった場合・・・出品店負担
- オークション開催日当日に抹消依頼が無く、開催日以降に落札店または J U 兵庫にて抹消されたもの・・・落札店負担

第 7 条 自動車税

当規約は車検付き車両に適用する。

- 1.自動車税の税額は全て兵庫県で定められた税額を基本とする。
- 2.ナンバー付き（継続書類で成約）車両取引において、落札店は県内外を問わず自動車税未経過に相当する金額（開催月翌月分より）を預かります。（月年度末は年額預かり）

預かり保証金	
普通車	未経過相当額
軽自動車	一律 10,000 円

3. 預かり保証金は当該車両が落札の時点で、車両代金に併せて請求。
4. 預かり保証金は移転登録又は抹消後、車検証の写しをＪＵ兵庫に届けることによって返金。
 <ご注意>
 車検付落札車両について、名義変更期限の翌月 2 日迄にＪＵ兵庫事務局迄名変結果を報告する。未到着の車両に関しては、全車ＪＵ兵庫にて「現在登録証明」をあげる。尚、その費用（千円）は落札店の負担とする。
 F A X でのご連絡の場合、必ずＪＵ兵庫に到着の確認をする。万一、送信ミスによる F A X 未到着であり、電話確認が無き場合は、送信なしとみなす場合がある。

5. 返金処理について

移転登録に伴う自動車税の精算は、自動車税相当額として月割り計算いたします。その為、成約時には年度内未経過分を預かり、登録結果により配分いたします。

登録結果	自動車税相当額の処理	自動車税還付請求権譲渡書
移転登録の場合	出品店へ支払い	
抹消登録の場合	① A A 当月抹消は全額落札店（注） ② A A 翌月抹消 出品店へ 1 ヶ月、落札店へ残金	出品店で保管し還付請求する。（注） 名義変更後、同年度内に抹消登録されたものは後日精算します。

（注）抹消登録された場合、必ず抹消日の翌月 2 日までに名義変更結果をご報告下さい。
 以降に提出頂いた場合は、預かり金を返金できない場合があります。
 （名義変更結果提出後に抹消登録された場合も同様とします。）
 還付請求権譲渡書は出品店で保管管理するものとし、ＪＵ兵庫では取り扱わないものとする。

<<納税証明書の取扱い>>

- ナンバー付きで取引された車両で、名義変更期限内に車検有効期限が満了する移転登録書類には、継続車検時に必要な納税証明書を添付するものとする。
 - 同年度内に車検有効期限が満了するもので、後日落札店より納税証明書の請求がなされた場合は、請求日より 10 日以内に提出するものとする。
- 軽自動車の場合は年税の為、月数で分割しない。従って
- 規定通りに結果報告を頂いた場合は、預かり保証金を全額落札店へ返金。
 - 規定通りに結果報告を頂いていない場合は、預かり保証金を出品店へ返金。
6. 軽自動車の自動車税の税留めは落札店が責任をもって行うものとする。

第8条 名義変更の遅延についての罰則

落札店が期間内に移転登録を行わなかった場合はペナルティ対象とする。ペナルティは下記のように定める。

名義変更遅延ペナルティ	
名義変更期限より1日～7日遅延	10,000円
名義変更期限より8日～14日遅延	20,000円
以降7日毎に	10,000円加算

但し、名義変更遅延の原因が明らかに出品店の責任である場合は、この限りではない。

(例：書類不備による差し替え等)

第9条 車両代金決済

1. 落札車両の決済

決済期限・・・成約・落札日を起算日として5日以内

決済方法・・・銀行送金または現金持参が原則。小切手の場合は、ＪＵ兵庫資金化後の入金扱い。

尚、小切手の場合、資金化に3～4日かかる為、次回のオークションは未入金扱いとなり参加不可となることがありますのでご注意ください。

相殺・・・複数開催に亘るオークション取引の相殺決済は受付いたしません。

遅延ペナルティ・・・成約・落札日を起算日として7日を越えた場合、1日当り2,000円/台とする。

2. 成約代金

オークション開催毎の成約車両全ての書類が決済されていること。

決済されている書類は全て完備であること。

ＪＵ兵庫は上記条件を満たしたとき、その翌日に成約代金を出品店に支払います。尚、支払い以前にＪＵ兵庫に残債がある場合は、それを相殺した上で支払います。

第10条 保証書後日渡しについて

(保証書とは、メーカー発行新車時の事をいう)

【保証書取扱】

各メーカーディーラーが発行している保証書を所有者及び使用者保護の為、ユーザー名欄のみがプライバシー

シール貼や塗りつぶしてあるものについては保証書として認めるものとします。(保証継承ページが削除してあり車台番号確認ができないものはこの限りでない。)また、メーカー保証期間を有するものは、メーカー及びディーラーで保証継承が可能な状態であるものを「保証書」とみなします。各コーナーにおける保証書の取扱いも同様とします。

出品店ご留意事項

1. 保証書は必ず成約時に移転登録書類等と同じくＪＵ兵庫事務局へ提出下さい。
2. 車内積み込みにて紛失の場合は全て出品店責任とする。
3. 万一、書類と別になった場合、ＪＵ兵庫より問合せ後1週間以内にＪＵ兵庫事務局迄提出下すること。1週間を経過しても到着しない場合は、保証書紛失とみなし下記に定めるペナルティ又はキャンセルの対象となる。

※紛失もしくは紛失とみなされた場合。

保証期限内 ※1	値引き5万円、又はノーペナルティキャンセル
保証期限以降	値引き2万円、又はノーペナルティキャンセル ※成約金額が20万円未満(軽自動車10万円未満)の場合は一律1万円の値引き

保証書期限内とは、新車新規登録日より当該車両のオークション開催月までとする。

落札店ご留意事項

出品申込書に「保証書有」と記載がある車両を落札された場合、必ずＪＵ兵庫より到着した書類に保証書が添付されているか確認すること。添付されていない場合は、速やかにＪＵ兵庫迄請求する。ＪＵ兵庫の書類発送後１週間以降の請求は無効となる。

第 1 1 条 法的問題車両

抵当権設定車及び差し押さえ等の事実が後日判明し紛議になった場合、あるいは当該車両の移転登録書類が偽造された場合もしくは前歴に偽造書類をもって移転登録がなされている場合、この責任は出品店にあるものとし、出品店は全責任をもって（当該費用を含む）当該問題の解決に当り処理を行うものとする。又、第三者によって当該車両及び移転登録書類等が法的に押収、差し押さえされた場合であっても、その理由の如何を問わず、問題発覚時に速やかに当該車両の車両代金、ペナルティ、ＪＵ兵庫の認める諸経費等をＪＵ兵庫に返金支払いするものとする。

第 1 2 条 自動車税未納

- 1.車検時に自動車税の未納・滞納があった場合、落札店は納税義務者に代わって滞納金を納付できるものとする。
- 2.前項の場合、出品店は落札店に対して滞納金および未納ペナルティ金 10,000 円を支払うものとする。

第9章 紛争の仲裁クレーム規約

【趣旨】

出品自動車の商品品質について生じる紛争について、売買当事者双方は本章「クレーム規約」に従い、理解をもって紛争を解決するものとする。

第1条 クレーム裁定

1. JU兵庫により売買成立する出品店・落札店の売買契約については、民法・商法の規定に先立ち、本クレーム裁定を定める本規約が第一次的な権利義務関係の基準となり、これに従った権利義務関係が当事者間に形成されるものである。
2. JU兵庫は、オークションによる中古車売買についての双方の紛争解決をするためにクレーム裁定を行うものとし、裁定の内容は売買契約の解除・車両成約代金の減額及びJU兵庫が必要と認めたその他和解方法で解決する。

第2条 出品店申告義務

出品店は出品車両を出品に際し予め車両点検し、不具合箇所等は自己申告するものであり、自己申告に欠ける瑕疵箇所等発覚で生じたクレーム及び紛争は、出品店責任に帰するものとする。

第3条 落札店の車両確認義務

1. 落札者は、落札する場合出品車両を十分に下見等で確認を行い、また落札後も十分確認を行い申告期限内にクレーム申し立てを行わなければならない。
2. ネットワーク等々で外部からの落札においても各種サービスを利用して車両確認を行い参加するものとする。

第4条 クレーム申し立て方法

1. 落札車両に対してクレームを申立てする場合、必ずJU兵庫を通して行うものとする。
2. 落札店は、JU兵庫が定めたクレーム申し立て期間内に本クレームの趣旨を理解したうえでクレーム申立てすること。
3. クレーム申し立ては落札車両1台に対して1回の申し立てとする。
但し、別に定める通常クレーム以外の期間を有する場合の申告は除く。
4. メーカー保証で対応できるクレームについては、メーカーに対して行うものとし、保証書継承に伴う費用（点検整備料）は出品店が手数料の負担をしなければならない。

第5条 クレーム受付期間

1. クレーム申し立ては、オークション開催日を含めて5日以内とします。但し、遠隔地会員（北海道・東北・新潟・群馬・栃木・茨城・鳥取・島根・山口・四国・九州・沖縄ならびにこれに準ずる地域）については7日以内の午後5時までとします。
2. クレーム受付期間延長を申請する場合、JU兵庫が認める事項で、天災地域や荒天によって車両輸送が困難の場合に延長を認める。但し期間については最小限1日ごとの延長とする。その他輸送業者の都合や落札店都合での延長は認めないものとする。

3.その他事由により別に期間を定めるもの。

- 車検証と車両との相違：書類発送日より7日以内
- 消火器噴霧痕：開催日より30日以内
消火器噴霧痕（災害車）を理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。
- 接合車：開催日より30日以内
接合車を理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。
- 冠水車発覚した場合：開催日より90日以内
冠水車を理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。
- メーター改竄発覚①：開催日より180日以内
メーター改竄（交換歴）車両であることを理由とする落札店からの売買契約解除及び代金減額請求するものである。
- メーター改竄発覚②：開催日より30日以内
落札車両の譲渡書類に付属されている保証書・整備記録簿等で走行距離に異常が確認できる場合や現車に規格外メーターが装着されている場合での発覚は売買契約解除及び代金減額請求するものである。
- 盗難車及び遺失車両・法的問題車両：無期限
盗難車（車台番号改竄）遺失車両、法的問題・金銭的に抵触する成約車両が発覚した場合は売買契約解除するものである。

第6条 クレーム申告期間

1.落札車両の内外装の損傷、色違いドア数等現車確認できるとＪＵ兵庫が認めたものについては、オークション開催日当日終了1時間以内とする。

容易に取り外しができる標準装備品や外品のパーツについては、オークション開催日当日終了後1時間以内とする。

但し、出品店がセールスポイントなどにリスト記入している場合については取り外し可能なもので「事務局預かり・後日送り」の作動不良発覚は、部品発送後5日以内とする。

《注意》

ナビロム・リモコン等、容易に取り外しが可能な部品で、「事務局預かり・後日送り」等のリスト記入がない場合は全て欠品扱いとします。

2.落札車両の機能機構の不良不具合や出品票の記入事項が相違の場合は、オークション開催日を含め5日間とします。

3.オークション出品票の記載事項相違であっても車検証のみで確認が可能事項についてはＪＵ兵庫より書類発送後7日以内とします。

上記1項から3項についての一覧表は別紙に定めるものとし、落札車両の機能機構不良・不具合が発生したクレーム対しＪＵ兵庫が出品店に減額請求できる。但し、ＪＵ兵庫がクレームとして受理できないと判断した場合を除く。

第7条 クレーム免責及び非対象の事項

以下に該当する事項はクレーム事由について売買契約解除、代金減額請求をＪＵ兵庫は認めないものとする。

- ①クレーム申し立て中に第三者に転売及び他のオークションに出品し成約した場合。
- ②クレーム申し立て前または申し立て中にＪＵ兵庫に許可なく修理加修を行った場合。
- ③クレーム申し立てから7日以上経過し、かつ申し立て者より何らの経過連絡が無い場合。
- ④落札車両代金が20万円未満の車両（軽自動車は10万円未満）の不具合箇所等。
但しＪＵ兵庫が大きな瑕疵と判断する場合はこの限りではない。

- ⑤初年度登録から 10 年以上経過又は、走行距離が 10 万 k m 以上（走行不明車含む）における機能機構不良。但し Ｊ Ｕ 兵庫が大きな瑕疵と判断する場合はこの限りではない。
 - ⑥初年度登録より 5 年以上経過した電装品の不良。但し出品申込み票のセールスポイントに記入がある場合には対象。
 - ⑦クレーム評価金額が 20,000 円未満の場合。評価金額は Ｊ Ｕ 兵庫が常識的に判断したもの。
 - ⑧落札車両を国外へ輸出した場合。但し、法的問題に抵触した場合、 Ｊ Ｕ 兵庫は合法的な措置で対応する場合がある。
 - ⑨輸入車・修復歴車・評価無・商談落札車についての不具合箇所。但し出品申込み票のセールスポイントに記入項目・エンジン・ミッションの不具合は対象。商談落札車における修復歴発覚は、クレーム申告期間内においてクレーム受付対象とする。
 - ⑩その他 Ｊ Ｕ 兵庫が判断する事由の場合
 - ⑪輸入車については、製造から 10 年経過している場合。但し、 Ｊ Ｕ 兵庫が大きな瑕疵と判断する場合を除く。
- ◆上項の場合においても Ｊ Ｕ 兵庫が代金減額等の必要があると判断した場合はこの限りではない。

第 8 条 規約改正権及び規定遵守義務

Ｊ Ｕ 兵庫は、本規約を実施しオークションの迅速・公平な運営を実現するためにこの規約を定めるが、この規約に改正が必要と判断した場合、 Ｊ Ｕ 兵庫は規約改正をすることができる。また、会員はこの規約及び改正後の規約・細則を遵守する義務を負う。

【出品申込記載相違】

	クレーム内容	受付期間	キャンセル時 [※] ナルティ及び規定値引き	クレーム裁定
①	年式	書類発送後 7 日間	キャンセル [※] ナルティ 3 万円 + 陸送費	
②	初年度 登録月	書類発送後 7 日間	キャンセル + 陸送費 or 値引 1 ヶ月 × 普通車 5 千円 軽自動車 3 千円	初年度登録月誤記入
③	車名	当日	キャンセル + 陸送費	ＪＵ兵庫の裁定による
④	グレード	書類発送後 7 日間	キャンセル [※] ナルティ 3 万円 + 陸送費	同型式に存在し相違する場合
		※ 福祉車両等におけるベースグレードのみ記入は不可とする。		
⑤	形状	当日	キャンセル	現車で確認できるもの
		5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル + 陸送費	リストと現車で異なる場合 例) ダンプ トラック
		書類発送後 7 日間	キャンセル + 陸送費	車検証と相違する場合
		※ 形状記入については良識的に記入するものとし、相違についてはＪＵ兵庫の裁定に従うものとする。		
⑥	型式	書類発送後 7 日間	キャンセル + 陸送費	
⑦	車検	書類発送後 7 日間	6 ヶ月以上：キャンセル [※] ナルティ 3 万円 6 ヶ月以内：1 ヶ月当り値引き 普 5 千円 軽 3 千円	
⑧	車歴	書類発送後 7 日間	キャンセル [※] ナルティ 3 万円 + 陸送費	
⑨	マイル・km	5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル + 陸送費	輸入車で○のついていない 車両はマイル扱いとする。
⑩	色相違	当日限り ＪＵ兵庫の裁定	キャンセル	色替えについては受付期限内： 5 日間
⑪	シフト	5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル + 陸送費	AT-5 速違い等
⑫	エアコン	5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル + 陸送費	AAC 相違 AC 無し
⑬	燃料	5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル + 陸送費	
⑭	乗車定員	書類発送後 7 日間	キャンセル + 陸送費	8 ナンバー車への変更等で乗 車定員減員及びシート減で 定員変更になる場合につい ては出品時記載義務
⑮	輸入車モデル 年式相違	5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル + 陸送費	出品申込票で誤記入
⑯	ディーラー 並行相違	書類発送後 7 日間	キャンセル + 陸送費	ディーラー・並行相違の場合
⑰	輸入車ハンドル相違	当日	キャンセル	
⑱	保証書	書類発送後 7 日間	■保証期限内：値引 5 万円 or ノ [※] へ [※] ナルティ + 陸送費 ■保証期限外：値引 2 万円 or ノ [※] へ [※] ナルティ + 陸送費 ※成約金額が 20 万円未満（軽自動車 10 万円）の場合は、 一律 1 万円値引 or ノ [※] へ [※] ナルティ + 陸送費	
⑲	セールス ポイント	5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル [※] ナルティ 3 万円 + 陸送費	装備品記載有無 ※保証書については上記 18 に準ずる
⑳	標準装備品 有無相違	5 日間 水曜日迄 遠隔地：7 日間	キャンセル [※] ナルティ 3 万円 + 陸送費	SR・PS・PW・AW・ナビ・ TV・革シート 不具合箇所発 覚については当該規約に準 ずる
<p>■グレード・形状・型式相違に関しては同年式に存在する場合に適用するものでＪＵ兵庫が判断する。 ■記載事項相違の場合においてキャンセル[※] ナルティが発生する場合、軽自動車は「2 万円」とする。</p>				

【重大クレーム発覚時】

	クレーム内容	受付期間	キャンセル時 ^ハ ナリ ^イ 及び規定値引き	クレーム裁定
①	事故歴発覚	5日間 水曜日迄 遠隔地：7日間	キャンセル+陸送費	ＪＵ兵庫裁定による
②	評価点相違	5日間 水曜日迄 遠隔地：7日間	キャンセル	評価点が1.5点以上の減点瑕疵箇所が発覚した場合（ＪＵ兵庫の判断による）
③	メーター改竄	180日間 ※30日間	キャンセル ^ハ ナリ ^イ 5万円 +陸送費+諸経費	※書類（保証書・記録簿・車検証等）で確認できる場合、 受付期間は開催日より30日間
	メーター交換歴	180日間 ※30日間	キャンセル ^ハ ナリ ^イ 5万円 +陸送費+諸経費	
	規格外メーター	30日間	キャンセル+陸送費	
④	消火器噴霧痕	30日間	キャンセル+陸送費+諸経費	ＪＵ兵庫裁定による
⑤	接合車	30日間	キャンセル+陸送費+諸経費	修復歴車でも重大瑕疵記入の無い場合も適用
⑥	冠水車	90日間	キャンセル+陸送費+諸経費	ＪＵ兵庫裁定による
⑦	盗難車 遺失車両	無期限	キャンセル ^ハ ナリ ^イ 10万円 +陸送費	左記事項等が発覚した場合、 当該車両の出品者が全責任を負うものとし、第3者により当該車両及び移転登録書類が押収・差し押さえされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車両代金、キャンセル ^ハ ナリ ^イ 、ＪＵ兵庫が認める諸費用をＪＵ兵庫に返還するものとする。
⑧	法的问题車両	無期限	キャンセル ^ハ ナリ ^イ 10万円 +陸送費 +諸経費	
⑨	エンジン規格外 シフト載替え	書類発送後14日間	キャンセル	ATからMT 規格外に載替え等

第 10 章 手数料細則

第 1 条 会員は車両出品、落札において本規定が定める手数料を ＪＵ兵庫もしくは提携先会場に支払わなければならない。

第 2 条 手数料の種類

手数料は、車両検査料・出品料・成約料・落札料を基本とします。

第 3 条 基本手数料金額（消費税別）

コーナー		車両検査料	出品料 【下段修復歴車】	成約料	落札料
1	サテライト映像	3,000 円	6,000 円	10,000 円	提携先会場に準じます
2	サテライト映像 (代行出品)	3,000 円	6,000 円 【8,000 円】	12,000 円	提携先会場に準じます
3	ＪＵネット 展示車即落	3,000 円	0 円	15,000 円	15,000 円

①大型車両（大型 1 ナンバー、積載量 3t 超、乗車定員 25 人以上）は、出品料・成約料が各コーナーで一律 5,000 円加算

②ネットワークによる落札料は、各ネットワーク基準によります。

第 4 条 出品申込書の代筆手数料は下記の通りとします。

新規出品・再出品代筆手数料は¥1,000

但し、ＪＵ兵庫の代筆による間違い等は一切の責任を負わないものとします。

第 5 条 出品受付後の出品取り消しの場合は、出品手数料は原則として徴収します。

第 6 条 記念オークション、又は新規にコーナー増設や特別開催等を行う場合には、各基本手数料を別に定め公示のうえ手数料を徴収する場合がある。

出品コーナー規定(平成 22 年 4 月 1 日現在)

コーナー	出品規定
サテライト映像	【店頭映像出品】 事故現状車、冠水車を除く
展示車即落	【店頭映像出品】 事故現状車、冠水車を除く

第 1 1 章 搬入搬出時間

- ◆平成 22 年 4 月現在、現車会場でのセリは休止しておりますので、搬入・搬出時間については、各コーナーへの車両搬入（車両出品）は、出品コーナー規定及び提携先会場規約に帰属するものとし、時間外の場合や各コーナーの出品規定を満たさない場合には、ＪＵ兵庫の判断で変更する場合があります。
- ◆連休期間、記念オークション、新規コーナー増設、又は特別開催等で時間等が変更・制限される場合には、事前に公示して変更制限する場合があります。
- ◆各コーナー及び各ネットワークでの成約・落札車両の搬入・搬出は、各規定・規約に準じます。

第 1 2 章 車両検査

第 1 条 目的

ＪＵ兵庫は出品車両評価基準を保持し、オークション取引環境を公正公平に維持するために車両検査基準を定め評価するものとし、その評価を参考にして取引に参加するものである。

第 2 条 出品店義務

出品者は出品に先立ち、その品質・性能・瑕疵箇所について誠実に申告しなければならない。

第 3 条 検査

ＪＵ兵庫に出品するすべての車両評価は、出品者の申告内容等を理解しながら時間的制限内において一定の検査を行い評価基準に従って参考評価を付与する。

第 4 条 品質基準

ＪＵ兵庫の品質基準は別に定める中商連オートオークション検査基準に順ずる。
ＪＵ兵庫の車両評価基準は、別に定めるものとする。

評価点及び評価基準

評価点	走行距離	年式	全体評価基準
S	～10,000km	登録1年まで	内外装とも良好な状態
6	～30,000km	登録3年まで	目立たないエクボ・小キズがあるが、内外装とも加修の必要性が極めて少なく即展示可能な状態
5	～50,000km	*****	内外装とも軽微な加修や清掃で回復するもので、その他機能・機構に異常がないもの
4.5	～100,000km	*****	加修痕や加修の必要性があるが状態の良好であるもの
4	～150,000km	*****	加修痕が複数あるもの 傷・凹みがあり補修により目立たなくなるもの
3.5	*****	*****	目立つ傷・凹みがあり補修・交換又は、機能・機構の修理が必要なもの 交換部位があり申告時に評価できるもの
3	*****	*****	大小の補修跡や大きな加修・交換又は、機能・機構の修理を必要とする箇所が多数あり、極めて修復歴車に近いもの 錆・腐食がボディや下回り、メンバーに多くみられるもの
2	*****	*****	加修や修理が相当必要で商品価値が低い又、商品価値がゼロに近いもの 大きな錆・腐食・穴がボディや下回り、メンバーに多くみられるもの
1	*****	*****	冠水車・災害車（消火器散布歴・跡車等）
上限 4点	*****	*****	改造車：エンジンやサイドメンバーが改造されているもの 道路運送車両法に定める保安基準に適合せず、かつ中古車流通においても良識の範囲を超える改造と判断するもので、フレームや主要パーツ等を溶接などで改造してあり、安易に正規な状態に戻らない車両
R	*****	*****	修復歴車
—	*****	*****	事故現状車・接合車・粗悪車・火災車と判断した車

レベル表記検査基準・検査記号【外装】

部位		表記記号		適用レベル	
外装	バンパー	キズ	A1	5cm程度までのキズ	
			A2	15cm程度までのキズ	
			A3	30cm程度までのキズ	
			A4	上記（A3）以上のキズ	
		押され		車両展開図に「オサレ」と記入表示	
		割れ		車両展開図に「ワレ」と記入表示	
		ヘコミ	U1	5cm大（約5cm×5cm）程度までのヘコミ	
			U2	15cm大（約15cm×15cm）程度までのヘコミ	
			U3	30cm大（約30cm×30cm）程度までのヘコミ	
			U4	上記（U3）以上のヘコミ	
			U多	エクボ程度の小Uが多数あるもの	
		エクボ	E	500円玉以内の目立たないヘコミ	
		補修	W1	補修波が目立たなく綺麗な仕上がりのもの	
			W2	補修波があるもの	
	W3		補修波が目立ち仕上がりが悪く、再補修が必要なもの		
	サビ	S1	小さなサビ		
		S2	目立つサビ		
		S3	大きなサビ		
	腐食	C1	小さな腐食・ウキ		
		C2	目立つ腐食		
		C3	大きな腐食・穴		
		C穴	腐食穴があるもの		
	ガラス	交換	××	交換済みのもの	
		トビ石		FW 表記欄に記入表示	
		割れ		車両展開図に「×」記入し、FW 表記欄に記入表示	
		リペア跡		車両展開図に「×」記入し、FW 表記欄に記入表示	
		交換要する割れ		車両展開図に「×」、FW 表記欄に(約～cm)と記入表示	
キズ・ワイパーキズ		FW 表記欄に記入表示（大きさにより「大」と記入表示）			

内装評価

評価点	内装評価基準
A	加修の必要がないもの 又は、軽微清掃等で回復するもの
B	軽微な加修・クリーニングにより目立たなくなるもの 内装に少数の目立たないシミ、薄コゲ跡、小さな破れ・キレ・スレ・汚れが若干あり、なければA評価のもの
C	加修やクリーニングを必要とするもの 内装にシミ・破れ・スレ、コゲ・コゲ穴・ビス穴、ダッシュボードのウキ、ヒビ割れ等があるもの
D	ダメージが大きくあり加修、部品交換が必要なもの 内装に大きなシミ・破れ・スレ、多数のコゲ・コゲ穴・ビス穴、ダッシュボードの大きな変形・割れ、多数の欠品部品があるもの 室内異臭があるもの
E	再生が極めて不能な状態のもの
一	冠水車・災害車（消火器散布歴・跡車等） 外装無評価車両

レベル表記検査基準・検査表記【内装】

	部位	適用レベル	検査表記
焦げ	シート・カーペット・天張り トリム・ダッシュ板・コンソール	1個～3個	～コゲ
		4個以上（大きさにより異なる）	～コゲ(多)
焦げ穴	シート・カーペット・天張り トリム・ダッシュ板・コンソール	1個～3個	～コゲ穴
		4個以上	～コゲ穴(多)
ビス穴	カーペット・天張り・トリム ダッシュ板・コンソール	1個～5個	～ビス穴
		6個以上	～ビス穴(多)
キレ	シート・カーペット・天張り トリム・ダッシュ板	3cm程度まで	～キレ小
		5cm程度まで	～キレ
破れ	シート・カーペット・天張り トリム・ダッシュ板	こぶし程度まで	～破れ
		こぶし程度以上	～破れ（大）
割れ	トリム・ダッシュ板 コンソール	手のひら程度まで	～ワレ
		手のひら程度以上	～ワレ（大）
しみ	シート・カーペット 天張り・トリム	手のひら程度まで	～しみ
		手のひら程度以上	～しみ（大）
汚れ	シート・カーペット 天張り・トリム	クリーニングにより回復できそうなもの	～汚れ
		クリーニングにより回復できそうにないほどの汚れ	～汚れ（大）
黄ばみ	天張り・各内装	全体的な黄ばみ	～黄ばみ
		タバコのヤニなどがひどく、臭いもあるもの	～黄ばみ（大）
ペイント	トリム・ダッシュ板 コンソール・各内装	ペイントしてあるもの	～ペイント



兵庫県中古自動車販売協会／兵庫県中古自動車販売商工組合
〒676-0827 兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀 1205-1
<http://www.juhyougo.org>

TEL : 079-448-2211 FAX : 079-448-7272

JU兵庫オートオークション規約 平成22年4月1日 改訂版